

# 企業結合における会計処理に関する一考察 —相乗効果説からみたフレッシュスタート法を中心として—

木下 貴博

Methods of Accounting for Business Combinations :  
The Fresh-Start Method from the Perspective of Synergy Effects  
KINOSHITA Takahiro

## 要 旨

企業結合会計においては、持分プーリング法を廃し、パーチェス法・取得法が採用されるに至り、取得企業・被取得企業を問わず資産・負債を公正価値評価し会計処理を行うフレッシュスタート法導入の是非についても従来より議論がなされてきた。本稿では、企業結合時における、フレッシュスタート法による会計処理に焦点をあて、当該方法適用時に生じるのれんの本質を、相乗効果説に基づき検討した。

## キーワード

のれん 相乗効果説 フレッシュスタート法

## 目 次

1. はじめに
  2. 企業結合における会計処理方法
    - 2.1 持分プーリング法
    - 2.2 パーチェス法
    - 2.3 取得法
  3. フレッシュスタート法におけるシナジー
    - 3.1 フレッシュスタート法の会計処理
    - 3.2 フレッシュスタート法におけるシナジー
  4. おわりに
- 参考文献

## 1. はじめに

企業結合会計および無形資産会計に関する動向は、昨今大きく変化している。日本では、2009年12月に企業結合会計基準が改定され、米国会計基準・国際会計基準へのコンバージェンスに向けた動きが活発に進められている。すなわち、持分プーリング法を廃し、のれんの会計処理はパーチェス法に一本化されたのである。一方、国際的潮流においても、のれんに関する会計処理は、取得法へと転換が図られている。他方で、従前よりフレッシュスタート法(ニューベイス会計)の導入の可否に関して、多くの議論が重ねられてきた。日本においても、1998年に公表されたG4+1ポジションペーパーを境に多くの論者がこの問題について検討を加えている。このような流れは、「企業結合取引・事象が二つ以上の性質を持つ集合体であるのならば、それぞれに対応する会計処理方法が存在可能であって<sup>1</sup>」、企業結合の実態を正確に写像するような会計処理方法の模索が行われてきたことの表れといえよう。フレッシュスタート法は、その会計処理に多くのコストを要するものの、企業結合によって、新たな企業体が生まれるようなケースにおいては、有効な方法である。

また、近年多くの論者がフレッシュスタート法の会計制度への導入を主張してきたが<sup>2</sup>、フレッシュスタート法は理論上の考え方であり、日本も含めた世界各国において会計制度としては導入されていない。本稿は、フレッシュスタート法を含めた会計処理方法の基本的思考を再考するとともに、フレッシュスタート法適用時に生じるのれんがいかなる意味を持つのかにつき、のれんの相乗効果説の視点から理論的に検討を行うことを目的とする。各会計処理法には、メリットおよびデメリットが存在するため、その優劣について多くの議論が交わされてきたが、本稿は、各方法に優劣をつけることを目的としない。すなわち、本稿はのれんの本質とは何かについての示唆を得ることを目的として、各方法を検討していくこととしたい。のれんの認識の精緻化を図るうえでも、このような検討は有意義であると考えられる。

## 2. 企業結合における会計処理方法

企業結合における会計処理は、理論的に4つの類型に分けられる。まず、これまで会計基準として採用されてきた2つの方法である持分プーリング法とパーチェス法が挙げられる。また、現在では、米国企業結合会計基準141号(SFAS141R)や国際財務報告基準3号(IFRS3R)において取得法へと転換が図られている。他方で、フレッシュスタート法については、その適用の可否について長年にわたり議論されてきたところである。本節では、これらの諸方法のうち、フレッシュスタート法を除いた3つの方法につき概観し、それぞれの方法によって導かれる会計処理がいかなる基本的思考に基づくかを再考する。

### 2.1 持分プーリング法

持分プーリング法は、すべての結合当事企業の資産、負債及び資本を、それぞれの適切

---

<sup>1</sup> 黒川(2000), p.20。

<sup>2</sup> 例えば、黒川(1999)、武田(2002)、石川(2003)などが挙げられる。

な帳簿価額で引き継ぐ方法である<sup>3</sup>。たとえば、対等合併などのように「持分の結合」と判断されるような企業結合において、結合企業の持分が結合によって変化しない場合にこの方法を適用することで、企業結合の実態を写像することが可能であるという基本的思考を持つ。持分プーリング法においては、取得企業および被取得企業は双方ともに簿価で結合されることとなる。設例で示せば以下の通りとなる。

#### 【設例1】

(1) P社は、201x年3月31日にS社を吸収合併し、対価としてP社株式を交付した。

(企業結合時における対価の公正価値は10,000円であった<sup>4</sup>。)

(2) 201x年3月期のS社の貸借対照表の内訳は以下の通りである。

資産A：10,000円、資産B：10,000円、負債：16,000円、純資産：4,000円

#### 【1 持分プーリング法による仕訳】

|        |        |       |        |
|--------|--------|-------|--------|
| (借)資産A | 10,000 | (貸)負債 | 16,000 |
| 資産B    | 10,000 | 純資産   | 4,000  |

このような会計処理は、投資の成果を示すことができないなどの種々の問題点が従来から指摘されてきた<sup>5</sup>。その他、持分プーリング法には、企業結合後における利益が多くなる場合がある等の問題点があったことから、持分プーリング法を廃止し、パーチェス法への一本化が議論されるに至った。設例1において、企業結合後における貸借対照表には、すべての項目が簿価で引き継がれる。また、支払対価はP社株式であるが、このP社株式の価値すなわち対価の公正価値がいくらであるかとは無関係に会計処理が行われるため、仕訳からは投資の成果を判断することはできない。

## 2.2 パーチェス法

パーチェス法は、被取得企業から受け入れる資産及び負債の取得原価を、対価として交付する現金及び株式等の時価(公正価値)とする方法であり、被取得企業の資産・負債が公正価値によって評価替えされて、のれんが認識・測定される<sup>6</sup>。パーチェス法によって算定されたのれんは、支払対価の公正価値と被取得企業の識別可能純資産の公正価値の差額となる。しかし、こののれんには、相乗効果説に基づけば、その本質はシナジーたるいわゆる「コアのれん」とそれ以外の要素が混在することとなる。ここで、のれんの相乗効果説とは、のれんはシナジーを含む要素によって構成されているとする考え方である<sup>7</sup>。

Miller(1973)は、会計情報システムでとらえられる企業組織は、機能要素の集合であるが、その要素の相互作用によってシナジーが生じるため、企業組織を単に機能要素の集合

<sup>3</sup> 企業会計審議会(2008)、63項。

<sup>4</sup> 本設例および設例2、4においては、P社とS社の株式交換比率は、両社の企業結合時における公正価値を基準に決定されるものとする。従って、支払対価は被取得企業の公正価値と等しくなるとする。

<sup>5</sup> 持分プーリング法の問題点については多くの文献で取り上げられているが、例えば黒川(2004)、pp.183・184などがある。

<sup>6</sup> 企業会計審議会(2008)、63項。

<sup>7</sup> のれんの会計におけるシナジーの本質については、木下(2009)を参照されたい。

とするだけでは、その組織を理解することはできないとし、のれんは、組織全体とその要素の単純総計とが比較不能であることから生じるものであるとした<sup>8</sup>。すなわち、シナジーによってのれんが生じることを示唆している。さらに、Colley and Volkan(1988)は、のれんに内在する要素が相互に関連しているため、それらの要素に有意義な金額を割り当てるのが困難であることを指摘した。その一方で、これらの相互作用によって、取得企業にとっての被取得企業の価値は、被取得企業の個別の企業としての価値を上回り、2つの企業の結合はシナジーをもたらすとしている<sup>9</sup>。このように、企業内の要素の相互作用によって生み出される相乗効果すなわちシナジーのうち、特に企業結合時において認識されるのれんの構成要素としてシナジーが存在するとするのが相乗効果説である。

たとえば米国企業結合会計基準(SFAS141R)<sup>10</sup>および、国際財務報告基準3号(IFRS3R)<sup>11</sup>においても、のれんは上述の相乗効果説に基づき、以下の6つの構成要素からなるものとされていた。

- ①被取得企業の純資産の簿価を上回る公正価値の超過額
- ②潜在的無形資産
- ③被取得企業が元来有していたシナジー
- ④企業結合によるシナジー
- ⑤被取得企業の測定誤差
- ⑥取得企業の過大支払

このうち、③④のみがわいわゆる「コアのれん」とされるが、これは差額たるのれんが上述のような6つの要素によって構成されるという思考であり、それぞれの要素が会計制度上、独立して認識されることはない。

パーチェス法による会計処理を設例で示せば以下のようなようになる。

#### 【設例2】

- (1) P社は、201x年3月31日にS社を吸収合併し、対価としてP社株式を交付した(企業結合時における対価の公正価値は10,000円であった)。
- (2) 201x年3月期のS社の貸借対照表の内訳は以下の通りである。  
資産A：10,000円、資産B：10,000円、負債：16,000円、純資産：4,000円
- (3) P社は、S社を取得するにあたり、S社の資産・負債および潜在的無形資産の公正価値を以下のように測定した。  
資産A：12,000円、資産B：10,000円、負債：16,000円  
潜在的無形資産：2,500円

<sup>8</sup> Miller(1973), p.281参照。

<sup>9</sup> Colley and Volkan(1988), pp.36-37参照。

<sup>10</sup> FASB(2007), pars.B312-318.

<sup>11</sup> IASB(2008), pars.BC312-318.

## 【2 パーチェス法による仕訳】

|         |        |       |        |
|---------|--------|-------|--------|
| (借)資産A  | 12,000 | (貸)負債 | 16,000 |
| 資産B     | 10,000 | 純資産   | 10,000 |
| 潜在的無形資産 | 2,500  |       |        |
| のれん     | 1,500  |       |        |

パーチェス法では、被取得企業の帳簿上認識されてこなかった無形資産であっても、認識可能なものについては、潜在的無形資産として認識される。また、対価の公正価値である10,000円が取得原価となり、これと被取得企業の識別可能純資産の公正価値との差額がのれんとして認識される。このように、持分プーリング法に比して、投資の成果が示されるという点からも、日本を含めた各国でパーチェス法が採用されるに至った。しかしながら、パーチェス法において、支払対価の公正価値と被取得企業の公正価値に乖離があるケース、すなわち、支払対価に上述の④⑤⑥が含まれるようなケースでは、算定されるのれんは差額としての意味合いを拭い去ることはできず、のれんの精緻化を図る上で、上述のような構成要素分析を行うことが提案されるに留まっていた。そこで新たに、取得法と呼ばれる会計処理法が2005年に公開された米国企業結合会計基準公開草案(ED141)において提唱された<sup>12)</sup>。

### 2.3 取得法

現行の米国企業結合会計基準(SFAS141R)および国際財務報告基準(IFRS3R)が採用する取得法は、公開草案とは異なり、支払対価の公正価値を基礎にのれんが算定される。被取得企業全体の公正価値を用いることには多くの反対意見が寄せられた結果、支払対価の公正価値が被取得企業全体の公正価値を表す最善の値であるとしたためである。また、支払対価が企業結合日の公正価値で再測定される段階取得のケースでなければ、設例2で示したパーチェス法の会計処理と同じ処理が行われると考えることもできる。しかし、2005年公表の公開草案で示された取得法における基本的思考では、被取得企業全体の公正価値と識別可能純資産の差額がのれんとして認識される。本稿においては、この公開草案において示された方法を取得法とし、検討を加える。

旧米国企業結合会計基準(SFAS141)を改定するにあたって公開された草案(ED141(2005))において、のれんとは、被取得企業全体の公正価値が、認識された識別可能資産および識別可能負債の純額を超過する額として定義された<sup>13)</sup>。この公開草案では、支払対価をのれんの測定から切り離すことによって、のれんの認識および測定を行うこととした。2.2で概観したように、この会計処理で認識・測定されるのれんを構成するのは、被取得企業が元来有していたシナジーとなる<sup>14)</sup>。設例2のように、支払対価の公正価値と被取得企業の公正価値が等しい場合には、パーチェス法と取得法の会計処理に差は生じない。しかし、この2つが乖離する場合を設例で示せば、以下の通りとなる。

<sup>12)</sup> 米国企業結合会計基準の公開草案に関する議論については、金田(2010)に詳しい。

<sup>13)</sup> FASB(2005), par.49.

<sup>14)</sup> 山内(2010)においても、ED141(2005)にもとづくならば、厳密には、被取得企業に存在する既存のシナジーが認識されるべきのれんである(p.255)と言及されているように、認識不能な資産・負債が存在しないならば、被取得企業既存のシナジーのみが認識されることとなる。

### 【設例3】

- (1) P社は、201x年3月31日にS社を吸収合併し、対価としてP社株式を交付した(企業結合時における対価の公正価値は10,000円であった<sup>15)</sup>。
- (2) 201x年3月期のS社の貸借対照表の内訳は以下の通りである。  
資産A：10,000円、資産B：10,000円、負債：16,000円、純資産：4,000円
- (3) P社は、S社を取得するにあたり、S社の資産・負債および潜在的無形資産の公正価値を以下のように測定した。  
資産A：12,000円、資産B：10,000円、負債：16,000円  
潜在的無形資産：2,500円
- (4) 201x年3月31日におけるS社の公正価値は、11,000円である。

### 【3 取得法による仕訳】

|         |        |       |        |
|---------|--------|-------|--------|
| (借)資産A  | 12,000 | (貸)負債 | 16,000 |
| 資産B     | 10,000 | 純資産   | 10,000 |
| 潜在的無形資産 | 2,500  | 収益    | 1,000  |
| のれん     | 2,500  |       |        |

取得法において、のれんは、支払対価の公正価値ではなく被取得企業全体の公正価値11,000円を基礎として算定される。つまり、企業結合時の被取得企業S社の公正価値11,000円と識別可能純資産8,500円の差額2,500円がのれんとなる。このように、支払対価の公正価値と被取得企業の公正価値に乖離が生じるような場合では、算定されるのれんは、2,500円で一定となり、差額が収益または損失として認識される点でパーチェス法と異なる。また、算定されるのれんは、前述のように被取得企業が元来有していたシナジーとなる。

## 3. フレッシュスタート法におけるシナジー

2節で概観したように、パーチェス法においては、取得原価たる支払対価の公正価値を原価配分し、その残差部分がのれんとして認識される。ここで認識・測定されたのれんは、残差としての意味しか持たない。なぜなら、2.2で概観したように、こののれんには本質的のれん以外の要素も混入しているからである。一方で、取得法においては、被取得企業全体の公正価値をのれんの算定の基礎とすることで、被取得企業が元来有していたシナジーを認識することが可能である。本節においては、前節と同様の相乗効果説に基づき、フレッシュスタート法において認識されるのれんの本質につき検討を加えていく。

### 3.1 フレッシュスタート法の会計処理

フレッシュスタート法とは、ニューベイス会計法とも呼ばれ、すべての結合当事企業の資産及び負債を企業結合時の時価に評価替える方法である<sup>16)</sup>。このフレッシュスター

<sup>15)</sup> 両社の公正価値は株式交換比率の算定基準ではなく、支払対価と被取得企業の公正価値は乖離するものとする。

<sup>16)</sup> 企業会計審議会(2008)、72項。なお、ここでの「時価」とは、本稿における公正価値と同義である。

ト法には2つの代表的な方法が存在する。「公正価値プーリング法」と「相互パーチェス法」である<sup>17</sup>。この2つの会計処理法を設例で示せば以下の通りとなる。

**【設例4】**

- (1) P社は、201x年3月31日にS社を吸収合併し、対価としてP社株式を交付した(企業結合時における対価の公正価値は10,000円であった)。
- (2) 201x年3月期のS社の貸借対照表の内訳は以下の通りである。  
資産A：10,000円、資産B：10,000円、負債：16,000円、純資産：4,000円
- (3) P社は、S社を取得するにあたり、S社の資産・負債および潜在的無形資産の公正価値を以下のように測定した。なお、S社の企業結合時における公正価値は10,000円であった。  
資産A：12,000円、資産B：10,000円、負債：16,000円  
潜在的無形資産：2,500円
- (4) 201x年3月期のP社の貸借対照表の内訳は以下の通りである。  
資産C：20,000円、資産D：15,000円、負債：27,000円、純資産：8,000円
- (5) P社は、S社を取得するにあたり、自社の資産・負債および潜在的無形資産の公正価値を以下のように測定した。なお、P社の企業結合時における公正価値は16,000円であった。  
資産C：21,000円、資産D：17,000円、負債：27,000円  
潜在的無形資産：3,000円

**【4-1 フレッシュスタート法(公正価値プーリング法)による仕訳】**

|         |        |         |        |
|---------|--------|---------|--------|
| (借) 資産A | 12,000 | (貸) 負債  | 16,000 |
| 資産B     | 10,000 | 純資産     | 8,500  |
| 潜在的無形資産 | 2,500  |         |        |
| (借) 資産C | 1,000  | (貸) 純資産 | 6,000  |
| 資産D     | 2,000  |         |        |
| 潜在的無形資産 | 3,000  |         |        |

**【4-2 フレッシュスタート法(相互パーチェス法)による仕訳】**

|         |        |         |        |
|---------|--------|---------|--------|
| (借) 資産A | 12,000 | (貸) 負債  | 16,000 |
| 資産B     | 10,000 | 純資産     | 10,000 |
| 潜在的無形資産 | 2,500  |         |        |
| のれん     | 1,500  |         |        |
| (借) 資産C | 1,000  | (貸) 純資産 | 8,000  |
| 資産D     | 2,000  |         |        |
| 潜在的無形資産 | 3,000  |         |        |
| のれん     | 2,000  |         |        |

<sup>17</sup> 黒川(1999), p.251参照。

公正価値プーリング法においては、結合当事企業両社の資産・負債が公正価値評価されるが、のれんは認識されない。一方、相互パーチェス法においては、のれん部分も認識される。これらの方法に関しても様々な指摘がなされてきたが、ここで注目すべきは、公正価値プーリング法においてはシナジーが一切無視されることとなる点である。他方、相互パーチェス法においては、企業が元来有していたシナジーである、のれん1,500円および2,000円が認識されることとなる。この点につき、次節で検討を加えていく。

### 3.2 フレッシュスタート法におけるシナジー

前節で概観したように、フレッシュスタート法には2つの方法が考えられる。まず、公正価値プーリング法であるが、これによれば、のれん(すなわち結合当事企業両社におけるシナジー)は資産計上せず、のれんは所有主持分から控除される<sup>18</sup>。この場合、企業結合時に生じるシナジーおよび結合当事企業両社の有する企業が元来有していたシナジーは認識されない。前節仕訳4-1に示したように、企業結合時にオンバランスされている資産・負債の差額すなわち純資産簿価を公正価値に評価替えしたものと、企業結合時に顕在化する潜在的無形資産との合計によって、合併後の企業の貸借対照表の純資産が構成されることになる。すなわち、図1のP社およびS社の純資産簿価に①および②を加算した部分が認識されることとなるのである。両社の公正価値を算定するにあたって、測定の信頼性が確保できない場合には、この会計処理によることで、相対的に信頼性の高い企業結合の写像が可能となろう。しかし、2.1で概観した持分プーリング法のように、投資の成果を完全に表していないという点が指摘できよう。

次に、相互パーチェス法においては、合併比率が企業結合時の両社の公正価値によって決まると仮定すると、支払対価と企業全体の公正価値は一致する。この場合、のれんは図1の③の部分、すなわち、企業結合時における企業の公正価値から純資産公正価値および潜在的無形資産を差し引いた部分となる。これは、企業の潜在的無形資産がすべて認識できる場合において、結合当事企業が元来有していたシナジーを表していることになる。

他方、図1における、企業結合後における企業の公正価値から企業結合時における公正価値を差し引いた部分④は、企業結合によるシナジーとなるが、この企業結合によるシナジーを測定するためには、企業結合後における企業全体の公正価値を算定しなければならない。また、差額計算によらなくても、この企業結合によるシナジーを単独で算定することも可能かもしれない。しかし、いずれにせよ見積り計算が必要となり、測定の信頼性に問題が生じることとなる。このような企業結合後に明らかとなるであろう投資の成果、すなわち企業結合によるシナジーは、測定の信頼性の確保を図ることができれば、認識可能であるとも考えることもできる。しかし、これらは、事後的に測定されることが望ましいのではなかろうか。このとき、減損処理によって、のれんの減損を認識することは可能であるが、評価増しとなる結合シナジーの認識には、さらなる議論が必要となろう。

なお、支払対価と企業の公正価値が乖離した場合には、2.3で見た取得法の会計処理同様に、支払対価によらない、企業それ自体の公正価値によるのれんの算定が可能であるため、測定されるのれんに変化はない。

<sup>18</sup> 黒川(1999), p.247参照。



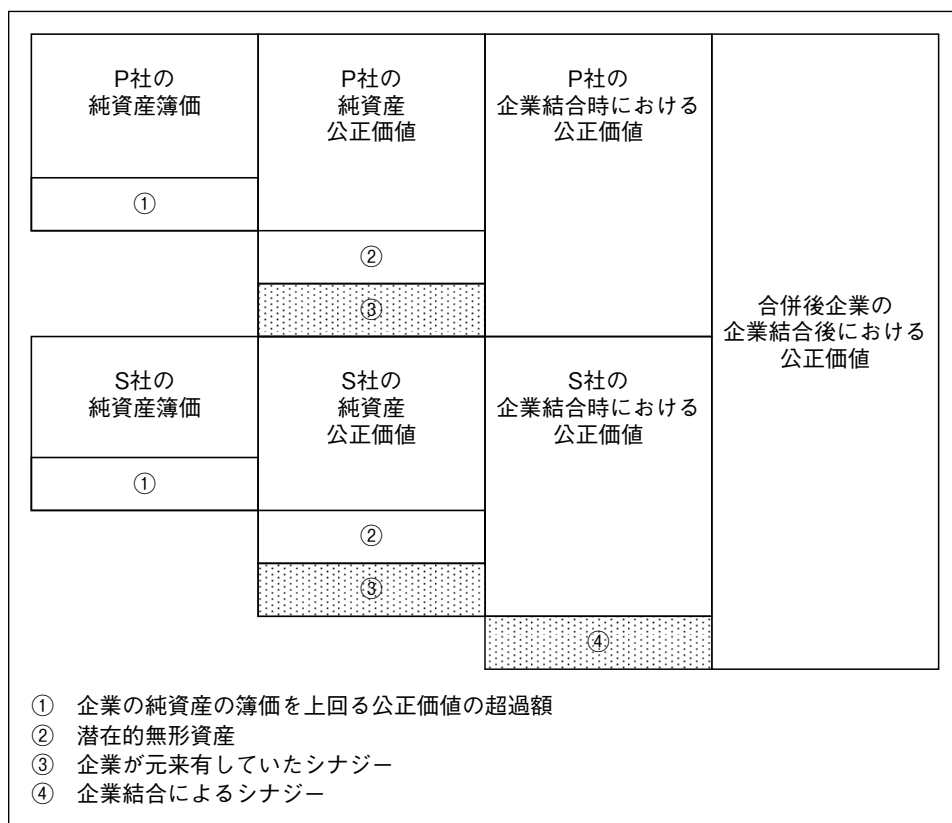


図1 フレッシュスタート法におけるのれんの構成要素

#### 4. おわりに

企業結合に関する会計制度においては、持分プーリング法からパーチェス法および取得法が採用されるに至り、取得企業・被取得企業を問わず資産・負債を公正価値評価し企業結合処理を行うフレッシュスタート法導入の是非についても従来より議論されてきたところであるが、本稿では、これらの会計処理法の是非論からは離れ、企業結合時における、フレッシュスタート法による会計処理によって生じるのれんの本質を、相乗効果説に基づき再考した。

フレッシュスタート法には大きく2つの方法が考えられるが、相互パーチェス法によって認識されるのれんは、取得企業および被取得企業の既存のシナジーであることが望ましいこと、また、企業結合によるシナジーを認識するためには、見積り計算を行い、別途企業結合によるシナジーを計上する必要があることを指摘した。

また、企業結合においては、支払対価が常に被取得企業の公正価値になるとは限らない。この点については、支払対価が被取得企業の元来有していたシナジーを超える部分に関する検討とともに、別稿を期したい。

## 参考文献

- Colley, J.R. and A.G.Volkan(1988), "Accounting for Goodwill", *Accounting Horizons*, vol.2, No.1, pp35-41.
- FASB(2005) *Exposure Draft, Proposed Statement of Financial Accounting Standards, Business Combinations, a Replacement of FASB Statement No.141*, FASB.
- FASB(2007), *Statement of Financial Accounting Standards No.141, Business Combinations*, FASB.
- G4+1(1998), *Methods of Accounting for Business Combinations: Recommendations of the G4+1 for achieving Convergence*.
- IASB(2008), *International Financial Reporting Standard 3, Business Combinations*, IASB.
- Miller, M.C.(1973), "Goodwill-An Aggregation Issue", *Accounting Review*, vol.48, No.2, pp.280-291.
- 石川文字(2003)「企業結合会計・代替的処理方法としてのフレッシュ・スタート法」『経営学研究論集』19巻、193-206頁。
- 金田堅太郎(2010)『企業結合会計基準の形成と展開』森山書店。
- 企業会計審議会(2008)「企業結合に関する会計基準」企業会計審議会。
- 木下貴博(2009)「のれんの会計におけるシナジー概念の意義」『立教経済学研究』第62巻第3号、113-126頁。
- 黒川行治(1999)『合併会計選択論』中央経済社。
- (2000)「企業再編と企業結合・分割会計の検討」『企業会計』Vol.52, No.9、18 - 26頁。
- (2004)「企業結合会計方法の論点と解決策」『三田商学研究』第47巻1号、175 - 190頁。
- 武田安弘(2002)「企業結合会計基準の形成」『現代会計研究』白桃書房。
- 山内暁(2010)『暖簾の会計』中央経済社。